

産業衛生 レポート

No.554

2025 年 11 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

令和 8 年度 濃度基準値の設定について（追加 78 物質）

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（令和 7 年 10 月 8 日 厚生労働省告示第 269 号）

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について（令和 7 年 10 月 8 日 基発 1008 第 1 号）

「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」（令和 5 年厚生労働省告示第 177 号。「濃度基準告示」）に規定される濃度基準値対象物質として、新たにアクリル酸 2-エチルヘキシル等、78 物質を追加するとともに、物質ごとに濃度基準値が定められ、酢酸-セカンダリーブチルが既に濃度基準値が定められている酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に追加された。以下に概要と、78 物質の種類および濃度基準値の一覧（別添 1）を示す。

(1) 適用期日：令和 8 年 10 月 1 日

(2) 細部事項

1 主な対象物質

4, 4'-イソプロピリデンジフェノール（別名 ビスフェノール A）、ぎ酸、酢酸 1-メトキシ-2-プロピル（別名 PGMEA）、臭化水素、2-フェノキシエタノール、フタル酸ジメチル、プロピルアルコール（n-プロピルアルコール）、N-メチル-2-ピロリドン、1, 1'-メチレンビス（イソシアナトベンゼン）（メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート 別名 MDI に限る）

2 告示改正により新たに追加されたトルイジン（パラトルイジン及びメタトルイジンに限る。）、弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）、モリブデン及びその化合物（三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。）並びに改正された酢酸ブチル（酢酸-セカンダリーブチル及び酢酸ターシャリーブチルに限る。）については、複数の異性体それぞれに濃度基準値が定められていることから、これらの異性体が混在する場合、定められた異性体ごとに濃度基準値が適用されるものであること。

別添 1

物の種類	8 時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸 2-エチルヘキシル	2 ppm	—
アクリル酸 2-ヒドロキシプロピル	0.5 ppm	—
2-アミノ-2-メチル-1-プロパノール	1 ppm	—
イソオクタノール	50 ppm	—
4, 4'-イソプロピリデンジフェノール（別名 ビスフェノール A）	2 mg/m ³	—

=====

N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチルー O- (3-メチルー4-メチルチオフェニル) (別名フェナミホス)	0.05mg/m ³	—
N-イソプロピル-N'-フェニルーパラフェニレンジアミン	10mg/m ³	—
O-エチルーS-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート (別名ホノホス)	0.1mg/m ³	—
1-エトキシ-2-プロパノール	60ppm	—
3-エトキシプロパン酸エチル	100ppm	—
1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	1 ppm	—
塩化シアン	—	0.3ppm
オルト-セカンダリーブチルフェノール	20mg/m ³	—
過酢酸	—	0.5ppm
ぎ酸	5 ppm	—
ぎ酸エチル	—	100ppm
2-クロロ-1, 3-ブタジエン	1 ppm	—
酢酸1-エトキシ-2-プロピル	20ppm	—
酢酸ブチル (酢酸-セカンダリーブチル及び酢酸ターシャリーブチルに限る。) ※2	20ppm	150ppm
酢酸ベンジル	10ppm	—
酢酸1-メトキシ-2-プロピル	50ppm	—
ジイソブチルケトン	15ppm	—
ジエチレングリコール	10ppm	—
シクロヘキセン	20ppm	—
ジクロロベンゼン (メタ-ジクロロベンゼンに限る。)	2 ppm	—
ジシアン	5 ppm	—
ジチオリン酸O-エチルーO- (4-メチルチオフェニル) -S-ノルマルプロピル (別名スルプロホス)	0.1mg/m ³	—
ジチオリン酸O, O-ジエチルーS-エチルチオメチル (別名ホレート)	0.05mg/m ³	—
ジチオリン酸O, O-ジエチルーS- (ターシャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	0.01mg/m ³	—
ジメチルーパラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)	0.02mg/m ³	—
臭化水素	—	1ppm
4-ターシャリーブチルフェノール	0.5mg/m ³	—
チオリン酸O, O-ジエチルーO- (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	0.05mg/m ³	—
チオリン酸O, O-ジメチルーO- (2, 4, 5-トリクロロフェニル) (別名ロンネル)	5 mg/m ³	—
1, 2, 3, 4-テトラヒドロナフタレン	2 ppm	—
トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	—	1000ppm
1, 2, 4-トリクロロベンゼン	0.5ppm	—
N- (トリクロロメチルチオ) -1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン)	5 mg/m ³	—
トルイジン (パラトルイジン及びメタトルイジンに限る。)	4 mg/m ³	—
ニコチン	0.5mg/m ³	—

=====

ニトリロ三酢酸	3 mg/m ³	—
乳酸ノルマルーブチル	10mg/m ³	—
パラメトキシフェノール	10mg/m ³	—
ビス (2-クロロエチル) エーテル	0.5ppm	—
ビス (ジチオリン酸) S, S' -メチレン-O, O, O', O' -テトラエチル (別名エチオン)	0.05mg/m ³	—
ピレトラム	2 mg/m ³	—
2-フェノキシエタノール	1 mg/m ³	—
フタル酸ジメチル	5 mg/m ³	—
フタル酸ノルマルーブチル=ベンジル	20mg/m ³	—
2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	0.01ppm	—
ブタン (ノルマルーブタンに限る。)	500ppm	—
ブチルベンゼン (ノルマルーブチルベンゼンに限る。)	10ppm	—
弗化スルフリル	1 ppm	—
弗素及びその水溶性無機化合物 (弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。)	弗素として 2.5mg/m ³	—
プロパン	1000ppm	—
プロピオンアルデヒド	20ppm	—
プロピルアルコール (ノルマループロピルアルコールに限る。)	300ppm	—
2-プロピン-1-オール	1 ppm	—
2-ブロモ-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン (別名ハロタン)	0.1ppm	—
ブロモクロロメタン	100ppm	—
ヘキサクロシクロペンタジエン	0.005ppm	—
ヘキサクロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)	0.1mg/m ³	—
ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン (別名シクロナイト)	0.5mg/m ³	—
ヘキサン (2-メチルペンタンに限る。)	200ppm	—
ペンタクロロエタン	2 ppm	—
1-ペンタナール	30ppm	—
1-ペンタノール	100ppm	—
ホルムアミド	5 ppm	—
N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルー7-ベンゾ [b] フラニル (別名 カルボフラン)	0.05mg/m ³	—
メチルナフタレン	0.3mg/m ³	—
N-メチル-2-ピロリドン	1 ppm	—
2-メチル-2-ブタノール	10ppm	—
2-メチルブタン-1-オール	10ppm	—
S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チオアセチミデート (別名メソミル)	0.05mg/m ³	—
1, 1'-メチレンビス (イソシアナトベンゼン) (メチレンビス (4, 1-フェニレン)=ジイソシアネートに限る。)	0.05mg/m ³	—
1-メトキシ-2- (2-メトキシエトキシ) エタン	1 ppm	—

モリブデン及びその化合物（三酸化モリブデン、モリブデン酸アンモニウム、モリブデン酸ナトリウム及びリンモリブデン酸に限る。	モリブデンとして 0.5mg/m ³	—
りん酸ジメチル＝（E）－1－（N－メチルカルバモイル）－1－プロペン－2－イル（別名モノクロトホス）	0.05mg/m ³	—
ロテノン	0.3mg/m ³	—

備考 ※1 この表の中欄及び右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。

※2 酢酸ブチル（酢酸－セカンダリーブチル及び酢酸ターシャリーブチルに限る。）については、「酢酸－セカンダリーブチル」が追加されたもの。

詳細は以下をご確認ください。

■告示 [労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(令和 7 年 10 月 8 日 厚生労働省告示第 269 号\).pdf](#)

■通達 [「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について\(令和 7 年 10 月 8 日 基発 1008 第 1 号\).pdf](#)

■濃度基準値の一覧 [濃度の基準等\(一覧\)\(令和 7 年 10 月 8 日更新、令和 8 年 10 月 1 日適用物質の追加\).xlsx](#)

■指針 [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 新旧対照表.pdf](#)

石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します

(令和 7 年 9 月 30 日 厚生労働省発表)

厚生労働省は、国土交通省、環境省と合同で、石綿対策に係る全国一斉パトロールを令和 7 年 10 月頃～11 月頃まで実施します。

石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が、今後増加することが想定される中、令和 5 年 10 月 1 日から、建築物および船舶（鋼製の船舶に限る）の石綿含有の事前調査については、厚生労働大臣が定める資格者が行うことが義務付けられました。また、工作物の解体等の事前調査についても、令和 8 年 1 月 11 日以降着工の工事から有資格者による実施が義務付けられます。解体工事に伴う石綿等の粉じんの発散の防止など、これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要になっています。

このため、厚生労働省では、石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施し、労働者への石綿等のばく露防止対策の徹底や再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について国土交通省、環境省と連携し、現場指導や監視の徹底を図ります。

【概要】

- 実施期間 令和 7 年 10 月頃～11 月頃まで
※上記は概ねの期間であり、都道府県・市区町村により実施期間は異なります。
- 実施機関 各都道府県労働局の労働基準監督署が、各都道府県および特定行政庁の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施
- 実施内容
【労働基準監督署】労働安全衛生法、石綿障害予防規則の遵守状況の確認および周知徹底
【建設リサイクル法担当部局】建設リサイクル法の遵守状況の確認および周知徹底
【環境部局】廃棄物処理法、大気汚染防止法およびフロン排出抑制法の遵守状況の確認および周知徹底

詳細は以下をご確認ください。

・[石綿対策に係る全国一斉パトロールを実施します | 厚生労働省](#)